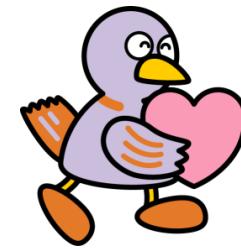


埼玉県職員職種紹介

心理職



福祉部の本庁各課又は児童相談所、総合リハビリテーションセンター等の地域機関において、心理判定、心理療法等を行う仕事です。

◆主な配属先と業務内容

①各児童相談所

- 県内には8つの児童相談所が設置されています。

➤ 心理相談担当

主に知的障害のある子ども(18歳未満)の療育手帳の交付のための判定や、虐待された子どもとの面接、里子などの心理判定を行っています。また、必要に応じて親や子どもとの面接、子どもへのプレイセラピーなども行い、ケースワーカーと協力しながら、子どもの今とこれからについて側面から支援します。

➤ 心理支援担当

児童養護施設等に入所している子どもが家庭に戻るに当たって、面会から家庭引き取りまでの計画(家族支援プログラム)を、親子とともに作成し、段階を踏んで着実に家庭復帰できるよう支援していきます。



◆児童相談所では独自の研修プログラムがあり、専門性が高められます！

1年目	2年目	3年目以降	主査級昇任後
児童心理司研修(1年目)	(2年目)	(3年目)	
新任職員基礎研修(前期) ・基本的理解 ・基本的実務 ・担当別実務 (シスター＆ブライザ制度)	里親委託促進研修 二年目職員研修 (全体研修) ・子どもの権利(アドポケイト) ・重大事件の検証 ・虐待に関する研修等 ・性虐ガイドライン研修 ・「埼玉版機中八策」等技法研修 ・メンタルヘルス等	児童心理司中堅研修 ガイドライン研修 初期調査面接研修 NICHD研修 チャレンジ学習会 (職員の自主的な取り組み) テーマ別研修 派遣研修	指導者研修 ・子どもの虹等主催研修への派遣
オリエンテーション研修			
新任職員基礎研修(後期) ・児童相談所の現状と課題 ・リスクアセスメント ・面接と記録 等 いずれも全體研修として実施			



朝霞児童相談所



総合リハビリテーションセンター

②総合リハビリテーションセンター (上尾市にある身体及び知的障害者更生相談所です。)

➤ 福祉局 相談部 知的障害・心理判定担当

主に知的障害のある方(18歳以上)の療育手帳の交付のための判定や知能検査を行うとともに、必要な助言・援助を行っています。

◆過去の埼玉県職員採用試験実施状況(心理職)

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
受験者	合格者								
33	16	43	20	42	20	52	21	49	15

◎問合せ先

仕事内容・配属先について

福祉部 福祉政策課 職員担当 TEL:048-830-3389

試験制度について

人事委員会事務局 任用審査課 採用試験担当

TEL:048-822-8181 E-mail:a6402-10@pref.saitama.lg.jp